

# 残された期間を「全力投球」で

平成二十年の念頭にあたり、村上市長が今年の抱負を語りました。聞き手は、チャンネルOの高橋アナウンサーです。



高橋 平成二十年がスタートしました。この期間は、村上市長に、これまでの主な公約の成果と、残された期間にかける抱負などについてお伺いしたいと思います。

市長 市長就任時に掲げたマニフェスト（公約）については、だいたい軌道に乗りつつあると思っています。しかし、課題も残っているので、最後まで全力投球でいきます。

## 「食のまちづくりの推進」

高橋 まずは、市長の公約の柱である「食のまちづくり」推進についてお伺いします。平成十三年に全国で初めて「食のまちづくり条例」を制定されて以来、食文化館の建設や食育文化都市宣言など、さまざまな施策を推進してこられました。全国から多くの方が視察に来られているよ

うですが、どのような点が注目されているのでしょうか。

市長 次の三つの点が評価されていると思います。一つは、総合的な食のまちづくり条例を制定したことです。小浜市が条例を制定したのは平成十三年ですが、牛肉のBSE問題、鳥インフルエンザ、食品表示の偽装など、食の安全・安心、食と健康との関わりが国民の大きな関心事になったのはその後でした。

「食育」「地産地消」「身土不二」という言葉も、そのころにはまだ使われていませんでした。国が食育基本法という法律を制定したのは平成十六年で、全国の自治体に関心を持ち始めたころには、小浜ではすでに条例に基づいた取り組みを始めていました。それなら小浜に学べ、一度見てみようということで、全国から来られるようになりました。

進計画も、全国のモデルとなるようなしつかりとしたプランを作りたいと考えています。

## 「自治体交流、国際交流」

高橋 市長就任以来、食を中心とした自治体との交流や国際交流も盛んになりましたね。

市長 奈良市、川越市、韓国慶州市とは古いお付き合いですが、新たに中国西安市、平湖市と友好交流提携を結びました。焼きソバの町、静岡県富士宮市とは「食のまちづくり交流宣言」を行いました。

一昨年には御食国サミットを開催し、三重県伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、兵庫県洲本市と交流をさせていただきました。このとき初めて知ったのですが、伊勢志摩と淡路島、小浜を線で結ぶと正三角形になり、その中心が奈良なんです。

## 「交通網の整備」

高橋 次に、交通網の整備についてお伺いします。まず、琵琶湖若狭湾快速鉄道についてはどのように取り組んでいかれるのですか。

もう一つは、この条例に基づくまちづくりの手法が注目されていることです。条例第十六条に、地区振興計画、いわゆる「いきいきまち・むらづくり」があります。各地区で自主的にビジョンや活動計画を作っていたら、これに対する支援も普通の補助金のようにヒモつきにせず、地区民の創意を生かすように自由に使っていただくものです。その計画を基に、国の第三次地域再生計画の認証を受けましたが、そういう手法が全国的にも注目されたわけです。

もう一つは食育です。食、食育、食文化をインターネットで検索すると、圧倒的に小浜が多いようで、京都橋大学の学生が検索したらやっぱり小浜ということ、小浜を調査の対象にし卒論を書いていると大学の先生から聞きました。「食育といえば小浜、小浜といえば食育」なんです。

小浜は生涯食育を柱として、キッズ・キッチン、農林漁業体験、地場産食材を使った学校給食、団塊の世代や高齢者向け料理教室など、幅広い観点から取り組んできました。特に幼児、小中学生は、義務食育として徳育の面を大切にしてきました。

市長 この鉄道を建設するには、約四百二十億必要なんです。平成十九年度末には四十一億円余りが建設基金として積み立てられることになっていきます。ご承知のように、小浜線の電化、敦賀までの直流化の二つのプロジェクトはすでに終わっており、この基金は快速鉄道だけに使われます。

不足分は、国と県の補助をお願いすることになりますが、二つの法律を適用していただくことになりました。一つは「都市鉄道等利便増進法」で、もう一つは「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」です。今後このようなことを含め、国会議員や国、県、滋賀県に対して要望していくことになりました。

高橋 次に、道路網の整備ですが、若狭西街道については、市長が県議会議員のときから取り組まれていたようですね。

市長 そうなんです。昭和六十年ごろ、わたしが県の農林水産部長のときからの課題で長い道のりでしたが、現在、黒駒トンネルの照明・防災工事を行っています。平成二十年度には全線供用開始となる予定ですが、そうすると梅街道とも連結しま

仏教に「五観の偈」という言葉があります。坊さんが食事を召し上げるときにお唱えするもので、「一つには功の多少をはかり彼の来所をはかる」。この食べ物にどれほどの人の手が加えられたか、どれだけ多くの人が苦労したか、父母らみんなの愛情がどれだけこの食べ物に込められているか。そういうことに思いをはせ、思いを致すこと。そのようなことが、食事の際に伝わるように願いながらキッズ・キッチンを進めてきました。

昨年十月に始まったNHK朝の連続テレビ小説「ちりとてちん」により、さらに観光客が増大するものと期待していますし、食育やマイ箸ブームが追い風となり、塗り箸を購入されるお客さんが増えています。連続テレビ小説が県内にもたらす経済効果は、一日当たり一億円ともいわれています。

昨年、「若狭塗箸」「若狭かれい」「若狭ぐじ」「若狭ふぐ」の四品目が特許庁の地域商標ブランドとして登録されましたし、「サバのなれずし」と「谷田部ねぎ」が昨年までに、食の世界遺産といわれるスローフード協会の「味の箱舟」の認定を受けました。

これだけの地域ブランドや世界遺産のある自治体は全国でも珍しいのではないのでしょうか。

## 「観光、産業面での成果」

高橋 食のまちづくりの観光や産業面での成果はいかがですか。

市長 御食国のイメージが広がり、県の統計では平成十一年に七十六万人だった観光交流人口が、同十八年には百五十万人を超えました。観光消費額も、平成十一年の三十九億円から同じく七十二億円と大幅に増加しました。

昨年十二月には、地域を代表する食の技能や知識を有する方々を「食の達人・食の語り部」に認定させていただきました。皆さんの活躍に期待するとともに、地産地消をさらに推進するため、「地産地消奨励店」の認定制度導入に向けた準備を進めています。

また、来年度から実施する食育推

すので、嶺南も幹線道路が二本できることになりました。

一方、舞鶴若狭自動車道も地権者の皆さんのご協力をいただき、用地買収は九十九・八%となりました。小浜西インターチェンジ（IC）、小浜IC間は平成二十三年度、敦賀までの全線開通は同二十六年度の予定となっております。

## 「市街地の活性化」

**高橋** 次に、市街地の活性化ですが、多くの市民がたいへん関心を持っている「つばき回廊」について市長はどのようにお考えでしょうか。

**市長** 市街地問題は全国的な問題で、国もまちづくり三法の改正などにより支援策を用意していますが、本市でも平成十八年四月に中心市街地活性化推進室を設置し、中心市街地対策に取り組んでいます。

つばき回廊問題については、「小浜市中心市街地問題研究協議会」を設け、これまでに三回にわたって協議しました。あの施設を何とかまちづくりを生かせないかというのが皆さんの考え方。そのためには、競売や幽霊ビルにはいけないという一方、取得や維持管理のために多く

の財政投資をすることは認められないとする意見も強いんです。

そこで今後、施設の所有と経営を分離するという考え方で、商工会議所や関係者、議会とも相談したうえ、今月中にも債権者や破産管財人と協議を行うことにしています。

## 「企業誘致、雇用」

**高橋** 次に、企業誘致と雇用についてですが、現状と今後の取り組みについてお聞きかせください。

**市長** 平成十七年、芝浦自販機株式会社の本社を東京から小浜に移していただきました。また、芝浦ハイテック株式会社、株式会社エイ・エス・マシーン、ウエディングドレス製造の松尾株式会社、IT関連企業の株式会社ピース、福井システムズ株式会社などを誘致しました。

現在、遠敷と多田に企業誘致のための用地を造成中であり、完了次第予定している企業と具体的な協議に入ることになると思います。

企業立地への助成も六億円まで出せることにし優遇しているほか、昨年四月から新たに、小浜の製造業に就職した人に月額一万円を交付する「ものづくり就職奨励金制度」を作

りました。これは全国の自治体でも例がありません。徐々にそうした効果も現れてくるのではないかと期待しています。

## 「環境、医療」

**高橋** 企業誘致には環境や医療、教育などいろいろなことが関係してきますが、不燃物の処理施設については、市長就任以来の大問題でしたね。

**市長** そのとおりで、地方の病院へ赴任するお医者さんや大企業の従業員などが転勤に当たって気にするのは、子どもの教育（幸い小浜の教育レベルは高いので喜んでいただいています）、それと、家族が病気になる場合のことを考えて医療施設、もう一つは生活環境ですね。景観とかゴミの問題も大事です。

不燃物処理施設は、わたしが就任したときから満杯になっていて、仏谷区の皆さんにたいへんご迷惑をかけてきました。幸い、中田地区や地域の皆さんのご理解とご協力により、環境に配慮した屋根付きの施設がまもなく深谷区に完成します。

地球温暖化対策として、市庁舎では、環境省が推奨する「エコアクション21」の認証登録に取り組んでいます。

くの方にお世話になりました。

水産系の学部としてスタートするはずが、残念ながら一学科という形になっていきますが、知事もようやくマニフェストに掲げていただき、学部の方向で準備が進められています。現在学生は百六十五人ですが、学部化されると、学生の数も先生の数も増えると思います。それが小浜の活性化につながり、長い目でみると小浜の発展に貢献していただくことになると思います。

**高橋** それでは、最後にひと言お願いします。

す。節電、紙を両面使う、マイ箸などもそうです。皆さんにもご協力をお願いしたいと思います。

**高橋** 次に、健康づくりや福祉、子育て支援についてはどのようにお考えですか。

**市長** 昨今、医師不足が問題になっていますが、小浜病院では昨年、二人の研修医を募集したところ、七人の受験がありました。

これは先ほど申し上げたように、小浜の教育と生活環境が関わっているのですが、やはり杉田玄白記念病院（県下で二番目の救命救急センター）が完成したことが大きいのではないかと思います。今後の医師確保にも、その効果を期待しているところです。

同病院では、最先端の機器を整備して治療を行っています。杉田玄白の養生七不可「医は自然にしかず」「腹八分目」「旬の物を食べなさい」など、予防医学、健康づくりに力を入れていかなければいけません。特に、高齢者の健康チェックや軽い体操をするなど「ふれあいサロン」を充実させていきたいと考えています。

また、生活習慣病（メタボリック・

シンドローム）の特定健診など、特に中高年の健康づくり、病気の予防をしっかり進めていきたいです。少子化の中で子育て支援（学童保育、延長保育など）は、放課後の子どもの安全を確保する意味でもたいへん重要であり、今後も充実させていきたいと考えています。

## 「文化、教育」

**高橋** 次に文化、教育の面ですが、昨年十月に世界遺産登録をめざす市民の会の設立発起人会が立ち上がりましたね。

**市長** 世界遺産については、専門家のご指摘もあり、平成十五年ごろから問題意識として持っていました。同十七年四月に世界遺産推進室を作り、「複合遺産」として文化庁と環境省に世界遺産推薦書を提出しました。文化庁のご指導もあり、同十八年十一月には文化遺産的を絞り、「若狭の社寺建造物群と文化的景観」として、あらためて福井県と共同で提案書を文化庁に提出しました。全国から二十四件推薦があり、その中で評価は高いといわれていましたが、小浜を含めて二十件が継続審査

になっています。

**高橋** 県立大学小浜キャンパスの学部化についてはいかがですか。

**市長** わたしは県立大の前身の出身

で、一時教鞭をとっていました。昭和六十年代から関心を持って大学創設に関わってきました。御食国大使である沢田先生（文化勲章受賞者）、商工会議所の上野会頭、現総務省事務次官の滝野さんなど、多

## ☆村上市長、仕事始め式で職員に訓辞☆

ふだんの皆さんの言葉や日常の行動、自然にかもし出す雰囲気は、何となく周囲に伝わります。「明るい職場」「親切」「やる気がある」「対応が早い」「市民の立場で仕事をする」など、そういう庁風は必ず伝わるものです。ひとりひとりが小浜市役所のよき庁風を作っていくように、今後もうっそうの努力をお願いしたい。

そうした庁風によって市の職員は育つものであり、市の職員の成長なくして市役所の発展はないとわたしは思っています。そこで人間の成長とは何か。難しいことではありますが、広い意味の仕事を通して人間は成長するとわたしは考えています。仕事を通して得たもの、それが人間の成長であり、仕事は自分の成長のためにすることになります。

わたしたちは常に正しい選択をして市民のためにいい仕事をする。それは必ず自分に跳ね返ってくる。その努力が自分自身を成長させる。そこが大事です。

苦しいこともあると思いますが、それを糧として自分が成長する。ひとりひとりが成長すればその集大成として市役所が発展する。それがバネとなり、セルモーターとなって小浜市が発展すると考えていただき、今年も元気で精進をお願いしたい。

最後にありますが、市長に就任して七年余り、至らぬわたしに対してご指導とご鞭撻、ご支援を賜わりましたことについて、あらためて心からお礼を申し上げます。残された期間全力で取り組んでいきますので、よろしくお願いたします。

\*

**市長** 小浜にはすばらしい海、歴史、文化があります。高速道路や快速鉄道が完成すると、京阪神、中京ともさらに近くなります。小浜は可能性のあるまち。誇りと夢と希望をもって皆で力を合わせれば、すばらしい未来が開けると確信しています。

# 「小浜西組伝統的建造物群保存地区」が決定

## 許可が「必要」な行為

- 建築物、工作物の新築、増築、増築、移転または除却
- 建築物、工作物の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更するもの
- 宅地の造成、その他土地の形質の変更
- 木竹の伐採

など

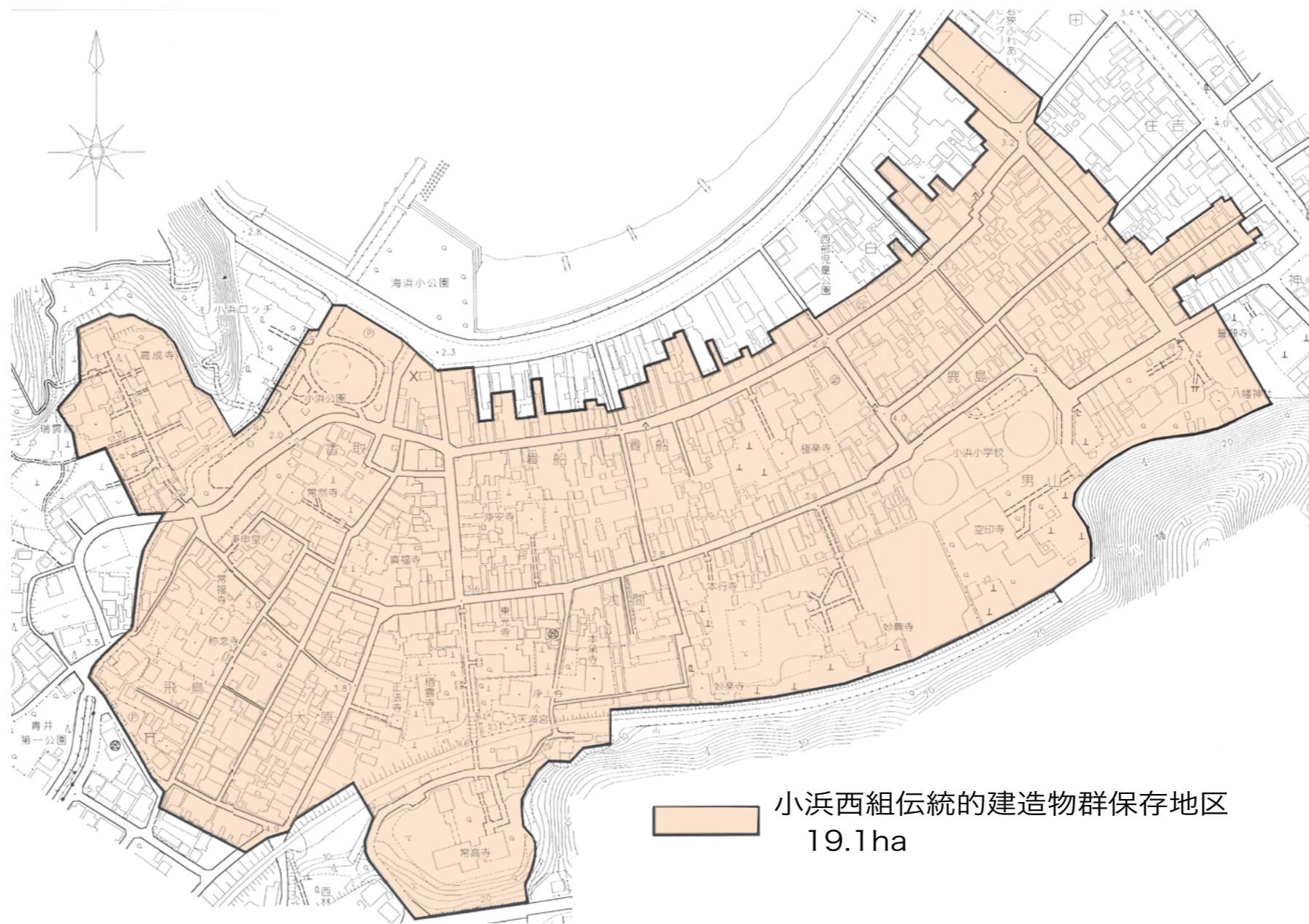
※修理、修景、許可の各基準は「保存計画」で定められています

※現状変更行為許可申請書は、世界遺産推進室と都市計画課にあります。また、市公式ホームページからダウンロードすることもできます

## 許可が「不要」な行為

- 非常災害のために必要な応急措置
- 仮設の工作物の新築、増築、改築、移転または除却
- 地下に設ける工作物の新築、改築、移転または除却
- 木竹の伐採で、保育のため通常行われる枝打ちなどの行為

など



小浜西組伝統的建造物群保存地区  
19.1ha

## 「小浜上中都市計画特別用途地区」都市計画決定！

市では、コンパクトなまちづくりを実現するため、都市計画用途地域の準工業地域での大規模集客施設の立地を制限する「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を都市計画決定し、平成 19 年 12 月 25 日に告示しました。告示により、「小浜上中都市計画小浜市大規模集客施設制限地区建築条例」が施行されました。

## 「小浜市景観計画」策定！

市では、平成 17 年 6 月に全面施行された景観法に基づき、景観づくりに係る方針や基準などをまとめた「小浜市景観計画」を策定し、同 19 年 12 月 10 日に告示しました。この計画は、今後定める予定の「景観区域内における届出対象行為および届出の適用除外等を定める条例」の施行日から適用します。

※「小浜上中都市計画特別用途地区」「小浜市景観計画」とも、都市計画課窓口で図書の縦覧を行っています。

市では、小浜西部地区内の伝統的な建造物や工作物などについて、保存に関する措置などを計画的に定め、保全あるいは修復、復元を進めるとともに、伝統的建造物群およびこれらと一体をなす環境を維持するため、「伝統的建造物群保存地区」を都市計画決定し、一月十日に告示しました。

この決定に伴い、保存地区内で一定の行為をする場合、「現状変更行為許可申請書」を提出していただくこととなります。

※告示により、「小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例」を全面施行しました。

### ■問い合わせ

都市計画課 ☎内線 248  
世界遺産推進室 ☎内線 445



### 「ねんきん特別便」を送付しています

社会保険庁では、昨年12月から3月にかけて、本人の基礎年金番号に記録が結びつくと思われる人に「ねんきん特別便」を送付しています。

★住所変更の届け出がまだの人★

★結婚などで名字が変わった人★

大切な「ねんきん特別便」がお届けできません。早急に手続きをしてください。

★「ねんきん特別便」が届いたら★

社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。記録に漏れがないか確認してください。訂正がある場合は「年金加入記録照会票」を、訂正がない場合は「確認はがき」を提出してください。

☎ 敦賀社会保険事務所

☎ 0770・23・9902

健康長寿課 ☎ 内線 168

●市公式ホームページの内容が寂しい。市民の知りたい情報を掲載すべき。  
▼市公式ホームページは、平成十三年十月に開設しました。年々掲載する内容が増え、トップページが煩雑になってきたこともあり、昨年九月にリニューアルしたところでは、今回のリニューアルでは、トップページをシンプルでわかりやすくしたほか、◆住民票等の窓口◆市税・国保・年金◆福祉◆保育・

## ご意見箱

子育て◆環境・ごみなど、市民生活に密着した情報については、「暮らしの便利帳」コーナーに掲載するようにしました。また、行政情報などの具体的な内容については、「小浜市紹介」の第二ページから展開していくというコンセプトで作成しております。  
ご意見を参考にしながら、今後市公式ホームページの充実に努めていきます。

(企画調整課)

# 「確定申告」はお早めに！

平成20年度の市県民税、平成19年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。申告書は、事前に郵送でお届けします。

【受付期間】2月18日(月)～3月17日(日)

【受付時間】9時～12時、13時～16時

【受付場所】市役所4階大会議室、JAわかさ 本店、各支店

※営業所得、事業所得、農業所得のある方については、「収支内訳書」を事前に作成してからお越しください。農業所得申告に添付する収支内訳書作成に便利な「収支計算準備表」と「記載例」は、税務課とJAわかさ各支店にあります

■問い合わせ 市県民税 ☎ 税務課 ☎ 内線 495

所得税 ☎ 小浜税務署 ☎ 52・1008

※混雑を避けるため、できるだけ下記期間内に  
お越しください

| 受付期間            | 対象地区・区   |
|-----------------|--|
| 2月18日(月)～22日(金) | 小浜地区(清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竈/生玉)、西津地区(小湊/大湊/北塩屋/西長町/福谷)、内外海地区(仏谷/堅海/泊/田島を除く)、国富地区、宮川地区      |
| 2月25日(月)～29日(金) | 小浜地区(玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎)、雲浜地区(南川町/後瀬町/上竹原/関)、松永地区、遠敷地区、今富地区                     |
| 3月3日(月)～7日(金)   | 小浜地区(竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山)、雲浜地区(千種/大手町/四谷町/一番町)、内外海地区(仏谷/堅海/泊/田島)、口名田地区、中名田地区、加斗地区    |
| 3月10日(月)～14日(金) | 小浜地区(鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井)、雲浜地区(城内/雲浜/山手/水取)、西津地区(堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西) |

### ★確定申告時の社会保険料控除★

確定申告で国民健康保険税を社会保険料控除として算入する場合、領収書など支払額を証明する書類の提示が必要です。領収書などが手元のない方については、支払額をお知らせしますので、運転免許証などの身分証明書を持って税務課へお越しください。

■問い合わせ 税務課 ☎ 内線 134

### ★介護認定者への障害者控除★

### ★おむつ代の医療費控除算入★

65歳以上で寝たきりや認知症など、介護保険の認定を受けている場合、障害者控除を受けられることがあります。また、おむつ代は医療費控除として算入できる場合があります。それぞれ認定書または確認書を発行しますので、印鑑を持って健康長寿課へお越しください。

■問い合わせ 健康長寿課 ☎ 内線 174

### ★国民年金保険料の控除証明★

確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場合、国民年金保険料の「控除証明」または「領収証書」の添付が必要です。控除証明書は、平成19年11月上旬に対象者に送付されています。10月2日以降12月中までに納めていただいた人については、2月上旬に送付される予定です。

■問い合わせ 福井社会保険事務局敦賀事務所  
☎ 0770・23・9902  
控除証明書専用ダイヤル  
☎ 0570・00・9911

| 受付日      | 受付場所(本店・支店)   |
|----------|---------------|
| 2月18日(月) | 内外海支店/堅海取次店   |
| 2月19日(火) | 宮川出張所         |
| 2月21日(木) | 本店(国富地区の人が対象) |
| 2月22日(金) |               |
| 2月27日(水) | 本店(遠敷地区の人が対象) |
| 2月28日(木) | 今富支店          |
| 2月29日(金) | 口名田基幹支店       |
| 3月3日(月)  | 加斗支店          |
| 3月4日(火)  | 中名田出張所        |
| 3月6日(木)  | 松永出張所         |
| 3月7日(金)  | 小浜出張所/田島取次店   |

## 健康情報コーナー

### 『転倒防止で寝たきり予防』

～ 注意一秒、けが一生 ～

#### 【骨折は寝たきり原因の第3位】

家の中は転倒の危険がいっぱいです。転倒事故の約半数が自宅で発生し、転倒した4割の人が骨折しています

#### 【快適な住まいは転倒しにくい】

居間 → カーペットのめくれや電気コードなど、足もとの整理整頓が先決

玄関、階段 → 段差が避けられない場所では、照明を明るくするなど見やすくしましょう

風呂場 → 床面は、ぬれても滑りにくくする工夫が必要。また、浴槽への出入りに手すりがあると安定します

■問い合わせ

健康管理センター

☎ 52・2222



### 『法律相談』こんなときどうする？

【Q】別れた夫に養育費を支払ってもらいたいのですが…

【A】①手続き…お互いに話し合っ取り決めができれば一番よいのですが、もしそれが難しければ、裁判所に仲裁に入ってもらい必要があります(これを「調停」といいます)。

②金額…養育費は、父と母の収入を比較して決められますが、一般的には子ども1人当たり2～5万円です。ただし、高校や大学の入学金などは毎月の養育費とは別に、半額を負担してもらうように話し合っておくべきです。

③期間…養育費をもらえるのは、通常20歳の誕生日までです。ただし、話し合いによって大学卒業まで延ばしてもらう場合もあります。

④約束違反…支払いの約束が守られない場合、裁判所から前夫に督促してもらうことができます。また、裁判所を通じて、前夫の財産を差し押さえることも可能です。

⑤破産…仮に、夫が自己破産をしても、養育費は帳消しになりません。

■問い合わせ 同法律事務所 ☎ 53・2018



小浜ひまわり基金  
法律事務所弁護士  
大伴 孝一さん